

令和4年第16回教育委員会会議

- 1 日 時
令和4年12月23日(金)
開会 10時
閉会 10時23分
- 2 場 所
県庁行政庁舎 17階 教育委員会室
- 3 出席者
北野喜樹教育長、新屋長二郎委員、新家久司委員、眞鍋知子委員、高野勝委員、浅蔵一華委員
- 4 説明のため出席した職員
中山隆志教育次長、塩田憲司教育次長、金子俊一教育次長、太田大樹庶務課長、岡橋勇侍教職員課長、北島公之学校指導課長、岩木智子生涯学習課長、辻江冬樹文化財課長、居村吉記保健体育課長
- 5 議案件名及び採決の結果
議案第29号 石川県教員育成指標の変更について（原案可決）
議案第30号 文化財の県指定について（原案可決）
議案第31号 石川県文化財保護審議会委員の委嘱について（原案可決）
- 6 報告事項
石川県立高等学校事故に係る訴訟の対応について
- 7 審議の概要
 - ・開会宣告
北野教育長が開会を告げる。
 - ・会議の公開・非公開の決定
議案第31号は人事案件のため、報告事項は訴訟に関する案件のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。
 - ・質疑要旨
以下のとおり。

議案第 29 号 石川県教員育成指標の変更について（北島学校指導課長説明）

資料 1 ページをご覧ください。まず、提案理由は、文部科学大臣が定める「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」の改正に伴い、「石川県教員育成指標」を変更する必要があるためです。指標とは、教員がキャリアステージに応じて身につけるべき資質や能力を明確化したもので、研修等を通じて教員としての資質能力の向上を図る目安として、教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適正に応じてさらに高度な段階を目指す手掛かりとなるものです。

次に、2 の変更案に入ります前に、3 の経緯についてご説明します。「石川県教員育成指標」は、平成 29 年 3 月に告示された、文部科学省の「指標の策定に関する指針」を参酌して、同年 12 月に策定され、これまで教員総合研修センターが実施する研修や各校の校内研修等において、本県教員の資質向上を図るために活用されてきました。本年 5 月、教育公務員特例法等の一部を改正する法律が公布され、それに基づき、文部科学省の指針が改正されたことを受け、今般、大学関係者、市町教育委員会、学校関係者、県教委関係者を委員とする「石川県教員育成協議会」において、指標の見直しについて協議し、別添の変更案としてまとめたところです。

次に 4 の指針改正のポイントです。大きく 2 点ありまして、1 点目は、校長に求められる資質能力を、今後特に求められる「アセスメント能力」や「ファシリテーション能力」など明確化したこと、2 点目は、教師に共通的に求められる資質能力を①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICT や情報・教育データの利活用の 5 つの柱で再整理したことでありまして、今回の変更案はこうした内容を反映しております。

5 の今後の予定です。この後、県の指標が確定しましたら、インターネット等により公表するとともに、県立学校や市町教育委員会に周知し、各学校が校内において若手教員や中堅教員等を育成していく際に活用することとしています。また、教員総合研修センターやいしかわ師範塾の研修計画を策定する際にも活用します。なお、2 ページには、改正教育公務員特例法の抜粋をお示してあります。

それでは変更案の概要についてご説明いたします。別添資料をご覧ください。作成した変更案は 4 枚組となっております。管理職、教諭等、養護教諭、栄養教諭の 4 枚です。まず、1 ページの管理職の変更案をご覧ください。管理職の指標は、校長、副校長・教頭、部主事の 3 つに分け、いずれも「管理職に必要な素養」と「学校経営」の 2 つの資質能力で構成しており、このうち「管理職に必要な素養」については、文部科学省の指針に基づき、アセスメントとファシリテーションの 2 つの項目で整理し、アセスメントについては、様々なデータや学校の内外環境に関する情報を収集・整理・分析し、共有することに関してまとめ、ファシリテーションについては、学校内外の関係者が持つ力を引き出し学校教育に活かしていくことに関してまとめております。

次に、2 ページの教諭等の変更案をご覧ください。横軸のキャリアステージは、変更前と変わらず、本県の教員研修体制に基づいて 5 段階に分けております。ステージ 0 は採用前の大学生や講師、ステージ 1、2、3 は現職教員、ステージ 4 は再任用教員の段階を表しています。一方、縦軸の教員に求められる資質能力は、大きく 5 つと

しており、このうち、「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」及び「ICTや情報・教育データの利活用」の2つについては、文部科学省の指針に基づき、今回、新たに追加したものであります。この追加した2つの資質能力のうち、「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」は、特別な支援を必要とする子供たちを含む、全ての児童生徒の特性に配慮しながら、「学習指導」及び「生徒指導」を、個別最適に行うためのものとして位置付けられており、「ICTや情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」をより効果的に行うための手段として位置付けられています。なお、タイトルの「教諭等」の表記につきましては、教諭等に主幹教諭及び指導教諭を含んでいることを表しています。

3ページの養護教諭、4ページの栄養教諭につきましては、教諭等の「学習指導」に当たる資質能力を、それぞれの職の「専門領域」に置き換え、その他の資質能力については、教諭等と共通としております。なお、学校栄養職員は、直接対象としていませんが、栄養教諭の指標の中で、学校栄養職員の職務内容に当てはまるものについては準用できます。

本県では、教員総合研修センターといしかわ師範塾が密接に連携することによって、採用前の学生から、現職教員、退職後の再任用教員まで、キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」を構築しており、本変更案は、引き続き、本県教員が教職全体の各ステージにおいて身につけるべき資質能力を盛り込んだものとなっております。

【質疑】

質疑なし

(北野教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし

議案第 30 号 文化財の県指定について（辻江文化財課長説明）

資料の 3 ページをご覧ください。提案理由であります。先月 18 日の教育委員会会議で文化財保護審議会に諮問することをお諮りしました文化財について、今月 1 日に開催された同審議会において「文化財に指定することが適当である」との答申を得ましたので、答申どおり指定することをお諮りするものです。指定する文化財であります。有形文化財の、「聖霊修道院聖堂」であります。

それでは、その概要をご説明いたします。資料の 4 ページをご覧ください。員数は 1 棟、所在地は、金沢市長町 1 丁目 5 番 30 号、所有者は、社会福祉法人聖霊病院でございます。5 ページをご覧ください。指定理由の詳細を記載しております。聖霊修道院聖堂は、ドイツ人宣教師ヨゼフ・ライネルスにより創設された聖霊病院において、修道院の附属聖堂として、昭和 6 年に建設されたものであり、設計は、カトリック系教会等の建築を数多く手がけたスイス人建築家マックス・ヒンデルによるものであります。聖堂の平面構成は、中央の身廊とその両側の側廊からなっており、外観は、二層の切妻屋根に、白く塗った下見板張りの外壁とし、隅角部の付柱や窓枠は焦茶色に塗ってメリハリをつけております。鐘塔は八角塔で、頂部には十字架を頂き、建物全体のアクセントとなっております。身廊は、中央に半間幅の通路を設け、右側は畳敷、左側は椅子を配置しており、上部の吹抜空間には、漆喰仕上げによる横断アーチを架けております。側廊は、葎を簾状に編んだものを下地材に使用して曲面を作り、漆喰で仕上げた天井としております。また、列柱は金箔貼りや黒漆塗りを意識させるなど、随所に和風の仕上げとなっております。以上のように、聖霊修道院聖堂は、西洋と日本の建築様式と伝統技術が見事に調和した独創性が高い教会堂建築として極めて価値が高いことから、有形文化財に指定し、その保存を図ることが必要であります。なお、参考資料として、6 ページから 7 ページにかけて写真を添付してございます。

戻りまして、3 ページをご覧ください。3 の指定日につきましては、県公報の告示の日となっております。本会議でご承認がいただければ、1 月 6 日の県公報に登載の手続きを行い、告示したいと考えております。

【質疑】

質疑なし

(北野教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし

(北野教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 31 号 石川県文化財保護審議会委員の委嘱について

辻江文化財課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

報告事項 石川県立高等学校事故に係る訴訟の対応について

岡橋教職員課長が説明した。

- ・閉会宣言

北野教育長が閉会を告げる。